

令和8年8月7日

オープンカウンター参加者 殿

独立行政法人海技教育機構

国立波方海上技術短期大学校長 切江 淳二

見積依頼書

下記事項について見積書を提出願います。

記

1. 件 名 エアコン工事
2. 履行又は納入期間 契約日から令和8年9月30日まで（在庫状況に応じて要相談）
3. 履行又は納入場所 国立波方海上技術短期大学校
技業棟2階仕上板金室、本館1階事務室
愛媛県今治市波方町波方甲1634-1
4. 見積書提出場所
独立行政法人海技教育機構 国立波方海上技術短期大学校 庶務課
〒799-2101
愛媛県今治市波方町波方甲1634-1
メールアドレス shomu-namikata★jmets.ac.jp
※スパム対策のため、上記「★」記号を「@」に置き換えてください。
5. 同等品の申請について
本契約に当たって参考製品以外での見積書の提出を予定している者は、期日までにその旨の申請を行い、機器等のリストを提出すること。
 - ・必要書類：同等品申請書（様式問わず）、当該機器のカタログや製品情報等の資料
添付
 - ・提出期限：令和8年8月14日 10時00分
 - ・回答目安：提出日から2日程度
6. 見積書提出期限
令和8年8月21日 17時00分

7. 見積合わせ日時

令和8年8月24日 10時00分

8. その他

- (1) 郵便又は電子メール及び許可された民間事業者による信書の送達による見積書の提出も認める。
- (2) 課税事業者にあつては、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。
- (3) 本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがある。
- (4) 本件参加にあたっては、「独立行政法人海技教育機構オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書等を熟読すること。
- (5) 本件の仕様についての質問は、独立行政法人海技教育機構 国立波方海上技術短期大学校庶務課にて受け付ける。

以上

仕 様 書

1. 件 名 エアコン工事

2. 履行場所 国立波方海上技術短期大学校
技業棟2階仕上板金室、本館1階事務室

3. 履行期限 契約日から令和8年9月30日まで

4. 概 要 技業棟2階仕上板金室、新規エアコン設置。
本館1階事務室、既存エアコンとの取替え。

5. 適用範囲

本仕様書に記載のない事項については、以下の標準仕様書及び関連法令に従うものとする。

①適用基準

本工事の施工にあたっては、原則として以下の最新版を適用する。

国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

国土交通省「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

国土交通省「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」

②関係法令等

建築基準法及び同施行令

消防法及び同施行令

大気汚染防止法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

労働関係法令

6. 工事内容

①技業棟2階仕上板金室

・新規エアコンの設置 1台

参考製品：パッケージエアコン 天カセ 日立（RCID-GP140RSH9）

・冷媒配管、ドレン配管工事 1式

・関連する電気配線（電源・信号線）工事 1式

②本館1階事務室

・既存空調機器（室内機・室外機等）の撤去 1式

・新規エアコンの設置 1台

参考製品：パッケージエアコン 天吊 日立（RPC-GP112RSH9）

・冷媒、ドレン材料 1式

・関連する電気配線（電源・信号線）工事 1式

・室外機基礎再利用可、既設配管流用可

・既存冷媒（フロン類）の回収・破壊・再生処理 1式

・撤去材の搬出・適正処分（産業廃棄物処理） 1式

7. 支払い方法

納品完了後に担当者より通知される検査職員から検査を10日以内に受け、その合格を以て請求書を発行出来るものとする。なお、支払いは適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求代金を銀行振込にて支払うものとする。

8. 契約担当者

国立波方海上技術短期大学校 庶務課 畠山

9. その他

- ・塩害対策、室外機の設置場所に応じ、【標準仕様 / 重塩害仕様 / 耐塩害仕様】とする。
- ・使用する材料等は全て規格品または同等以上の良品有するものを使用する。
- ・撤去作業にあたっては、既存の建築物（壁、床、天井）及び他の設備を損傷しないよう十分な養生を行うこと。損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧すること。
- ・安全管理、職員及び来校者の安全確保を最優先とする。また、騒音や振動を伴う作業は、事前に担当者と協議の上、指定された時間帯に行うこと。
- ・仕様書に準拠しないで施行、あるいは請負者の不注意による施行のため工事の成果が本仕様書に定めた基準以下の場合、その他一般に技術的通念とする程度以下である場合には、無償でやり直しを命ずることがある。この判定は、本校の担当職員が決定するものとする。
- ・調達対象について参考製品と異なる物品での納品とする場合、見積書の提出前にあらかじめ同等品の申請（様式問わず）を行い、当校の許可を得ること。尚、仕様内容等を鑑みて当校が同等品と認めなかった場合には、当該製品での契約履行は認められないものとする。
- ・図面等の提供可
- ・技業棟竣工日（平成15年度）